

青森市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

青森市中小企業振興基本条例（平成二十四年青森市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「執行」の下に「並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保」を加え、「中小企業者」を「中小企業者で本市に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「市内中小企業者」という。）」に改める。

第七条第二号中「調達等」の下に「に当たっては、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等」を加え、「中小企業者」を「市内中小企業者」に改め、同条第三号中「中小企業者」を「市内中小企業者」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。



提案理由

工事の発注等において受注等の機会を増大させるよう努めることとされている中小企業者について、本市に本店等を有するものに改めるため、提案するものである。